

第9回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成26年1月27日(月) 午後1時30分から3時まで

○開催場所：県庁共用第2会議室(本館棟4階)

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより「第9回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料について、ご確認をお願いしたいと思います。机の上に「第9回審議会配付資料一覧」という資料を配付しておりますけれども、そこに記載している資料を机の上に配付していると思います。また、事前に配付させていただきました資料1から3も皆様お持ちでしょうか。お忘れの方も事務局の方で用意しておりますので、お知らせいただきたいと思います。

ご確認いただけましたでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長がご挨拶を申し上げます。

環境生活部長 山口県人権施策推進審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様方にはご多用中、本日は第9回目の審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には、昨年2月、当審議会委員にご就任いただいております。遅ればせながら、ご就任に当たってのお礼を申し上げます。

就任後1回目の開催までに1年を要しておりまして、少し遅れておりますことに対しましてお詫びを申し上げます。

さて、県におきましては、配付資料にもあります「山口県人権推進指針」に基づき、市町をはじめ関係機関や関係団体と一体となりまして「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権諸施策を積極的に推進をしまいったところでございます。

すべての県民の皆様が、ここ山口県に生まれ、育ち、働き、住んで本当に良かったと実感をしていただける県づくりに励んでいるところでございます。

今後とも引き続き、この「指針」に基づき取組を積極的に推進してまいり所存でございますので、委員の皆様のご意見、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、議題といたしまして「指針」改定からまもなく2年を迎えますので、これまでの「指針」の周知に関する取組状況を報告させていただきまして、ご意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

また、「指針」改定後の「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況に

についても、ご報告をさせていただきます。最後に、「指針」の「資料編」等の軽微な変更の取扱いについて、ご審議賜りたいと思っております。

どうか委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、ここで、本日の審議会の成立状況についてご報告を申し上げます。17名の委員中、16名の委員がご出席で、委員の過半数を超えております。したがって、当審議会規則第5条の規定に基づきまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、改選後、はじめての会議でございますので、委員の皆様方を名簿にしたがって、ご紹介申し上げたいと思います。

(委員紹介)

事務局 引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事務局 続きまして、当審議会の幹事についてでございます。審議会規則第7条の規定に基づきまして、知事が任命した幹事の課長でございます。

また、本日はその他の関係課職員も出席をしております。

お手元に配付しております出席者名簿のとおりでありますので、時間の関係上、紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議題の審議に先立ちまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。

したがって、当審議会の内容をまとめた議事録を公開することとしており、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すために、審議内容については録音をさせていただきたいと思っておりますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。また、当審議会の会議の写真を撮らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきますけれども、審議会規則第5条の規定によりまして、議事は会長であります議長が進行することとなっております。

しかしながら、本日は、委員改選後、初めての審議会であり、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。会長につきましては、審議会規則第4条の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦がありましたらお願いをいたします。

高木委員 当審議会の会長をこれまで務めてこられた三島委員に、引き続き、会長をお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。

(拍手あり)

事務局 ただいま、三島委員さんのご推薦がありましたが、三島委員さんをお願いするということではよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 それでは、皆様方のご賛同をいただきましたので、会長は三島委員さんをお願いすることに決定をいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますので、三島会長さんには、議長席へ移動いただきまして、今後の議事進行についてよろしくをお願いをいたします。

議長 皆様方のご賛同をいただきまして、会長職を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

微力ながらも一所懸命やらせていただきたいと思いますし、部長からもご挨拶ございましたけれども、山口県の隅から隅まで、笑顔で県民の皆さんが暮らしていけるような、そういう社会を作っていくべく、私どもの審議会の審議が活発な討論を元に、そういう社会に向けての更なる前進に向けての礎を築いていく。そういうものになればいいなと思っております。

皆様方のご協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、用意されている議題に入っていきたいと思っております。お手元に本日の審議次第がございます。本日は、午後3時の終了を目途に、円滑に審

議を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今、私自身が会長として皆様方から選任いただきましたが、議題1の副会長の選任についてお諮りしたいと思っております。同じく委員の互選となっておりますので、どなたかご推薦がありましたらよろしくお願いいたします。

山本委員 従前は違っていたんでしょうけれども、今回、私、初めて委員の皆様の経歴等々を見させていただいて、各種団体いろいろありますけれども、事業所から佐伯委員さんが出ておられます。やはり、事業所というのは、例えば、雇用・就職の問題にしても、従業員の問題にしても様々な人権に関わる問題が多々あるかと思っております。そういった意味で、私は、佐伯委員を副会長に推薦したいと思っております。

議長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。岡山委員。

岡山委員 私は、前期に引き続きまして、これまで副会長を務めていただいております貞國委員さんに引き続き副会長を、と思っておりますが如何でしょうか。

議長 貞國委員さんというご推薦でしたが、他に如何でございましょうか。他になれば、皆様方にお諮りすることになっておりますけれども、佐伯委員、貞國委員、お二人のどちらかにお引き受けいただくこととなりますが…

佐伯委員 突然の推薦で戸惑っております。私は新任で何もできないと思うので、貞國先生にお願いできたらと…。貞國先生お願いします。

議長 ここはちょっと、貞國委員。今の佐伯委員からの申出に…。

貞國委員 私も何もしてこなかったんで、ただ、祭り上げられただけでやってきましたけれども。やれと言われればやります。

議長 それでは、大変恐縮ですが、今お二方ご推薦いただきましたけれども、私自身も三期目には入っておりますけれども、十分な人権に関わる審議等の経験も必ずしもあるわけではございませんので、ここは、ベテランの貞國委員でお願いできればと思っておりますけれども、皆さん如何でしょうか。

(拍手あり)

議長 ありがとうございます。

貞國委員、大変恐縮ですがそういうことでよろしく申し上げます。佐伯委員、恐縮ですがそういうことで貞國委員にお願いしたいと思っております。

それでは、貞國委員さん、一言ご挨拶をお願いします。

貞国委員 皆様方のお言葉を受けまして、私やらさせていただきます。この年で未熟者というのかもしれませんが、難しい仕事だろうと思います。

会長のお役に立てるように、また、委員の皆様のお役に少しでも立てるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1を終了しまして、議題2の「山口県人権推進指針」周知の取組状況についてという議題に入ります。

まず、この「指針」の周知の状況について、事務局から説明をお願いします。

人権対策 では、議題（2）につきましてご説明いたします。

室次長 お手元の資料1をご覧ください。

この資料は、平成24年3月に「指針」を改定した後の、「指針」の周知に係る取組状況をまとめたものであります。

最初のページの冒頭の枠囲みの中に書いておりますように、県民、民間団体、企業などが、「指針」の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者として、自主的な活動を展開されることを期待しており、様々な機会を捉えて「指針」を配付するとともに、各種会議を活用したり、人権研修を実施するなどして「指針」についての説明を行い、周知に努めているところであります。

また、枠囲みの中の下から2行目に書いておりますように、平成24年度から26年度までの3年間で、集中的に「指針」の周知に取り組むこととしており、現在取組に努めているところであります。

枠囲みの中には、配付や広報、会議、人権研修などの取組状況について概要を記載しております。

それでは、その概要をご説明いたします。

1の配付・広報関係では、「指針」の配付先や、ポスター・メディアによる広報の実施状況を記載しており、市町や、学校、社会福祉施設、商工会議所などの民間団体、市町の実施する研修会や啓発行事において指針を配付し、合計、冊子で16,000冊、概要版で57,800部を配付しております。

また、啓発ポスターやテレビ・ラジオスポット広告などにより、「指針」のキーワードの普及に努めているところであります。

このページの裏面には、今年度活用しております、キーワードを盛り込んだ啓発ポスターを参考に掲載しておりますが、これにつきましては別添のカラー版をお配りしておりますので、そちらを見ていただければと思います。こちらの方でございます。学校や事業所、国などの関係機関、商工会議所や社会福祉協議会など業界団体などに6,519枚を配付しております。

また、テレビスポットは、民放3社に各社年間36回、ラジオスポットは、民放2社に各社104回流しております。

次に、2の各種会議の活用では、公共職業安定所長会議において、「指針」の

説明を行ったり、新規学校卒業者を対象とした各ハローワーク主催の求人説明会の場をお借りして、参加企業の担当者へ「指針」の説明を行っております。

3の人権研修の実施では、民間団体や事業所に出向いて「指針」の説明を重点とした人権研修を実施しており、具体的な対象は、(1)から(5)にありますように、商工会議所や商工会連合会などの業界団体、企業人権教育連絡協議会やPTA連合会などの市町の教育・啓発推進組織、そのほか、市町職員や教職員、人権擁護委員、事業所、社会福祉協議会などへも実施しております。

以上が概要でございますが、項目2及び3の状況の詳細につきましては、資料をめくっていただきまして、1ページから掲載してありまして、5ページまでが24年度でございます。6ページからが25年度の状況でございます。

この一覧表につきましては、最初に業界団体や教育・啓発組織などの状況、その後、学校教育、社会教育の順で掲載しております。

また、当室と人権教育課で主に実施した「指針」の周知に関する研修について、区分ごとに、講座名や参加人数、テーマ等を整理したものでございます。

今後の取組について、一層の指針の周知を図っていきたいと考えておりますので、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から「山口県人権推進指針」周知の取組状況について説明がございました。どうぞ、皆様方からのご意見等をいただければと思います。

どうぞ、どなた様でも結構でございます。よろしく願い申し上げます。

山本委員、どうぞ。

山本委員 私は、事前に資料をいただきまして、ざっと見させていただきました。非常に、改定後ですね、精力的に取り組まれたということに対して、敬意を表しています。

その上で、何点かについて、ご質問とご意見を申し上げたいと思います。

まず第1点目でございますが、いわゆる、大きな1の(3)で、市町や研修会や学習会等々ということで、この(1)(2)(3)合わせてトータルで、冊子が16,000冊、概要版が57,800部というふうになってはいますが、私の勘違いであれば教えていただきたいと思いますが、県内の全教職員に、19,000冊配付されているのではないですか。それがなぜ出てないのでしょうか。

あわせて、これは予算との兼ね合いがあります、当然。教職員に配付された、この「指針」というのは、印刷したモノクロなんですよ。正式な、あの厚いですね、皆さんお持ちだと思んですが、これじゃないんですよ。せつかく、カラーで作られて、非常にいいものですけど、やはりそういう意味では、確かに、全県で16,000に対して教職員が19,000ですから、確かにお金がかかるといえばお金がかかるんですよ。

しかし、それだけ教職員の方々が、子どもたちの教育やあるいはそれぞれの

教育の中で果たす役割は、非常に大きいと思うんです。

そうした中で、その数字すら、これ、間違いであれば訂正した方がいいと思うんですが、その辺はいかがなものかということ。

同じ「指針」について、これはカラー版ではありませんが、山口労働局が、県内の公正採用人権啓発推進委員、いわゆる「従業員採用のしおり」というのを、毎年5月から6月にかけて発行しております。

発行部数は正確には、私、分かりませんが、少なくとも、公正採用の事業所であれば、1,000は超えるんですね。この「従業員採用のしおり」の中に、この「指針」がモノクロではありますけれども、この「指針」策定以降、毎年掲載されているんです。

これもね、確かに労働局の範疇だといえそうかもしれませんが、県も一緒になって、いわゆる労働局と各公正採用の、あるいは事業所に対して配付されているわけですから、そういったところも載せていくべきではないかというふうに思います。

それから、これは直接県ではありませんが、私たち、この「指針」を全ての自治体で、十分実効ある取組をしてほしいということで、この12年間、毎年、市町訪問をやって、実効ある取組を求めてきました。

そうした中で、ある町では、概要版をいわゆる自治会の回覧で、全て回したところもあるんです。

最初の概要版と改定版を。そういうところもあるんですね。

それともう一つは、市町に、これはあとで出てくるんだろうと思いますけれども、条件整備とすれば推進体制、例えば首長部局あるいは教育委員会部局で、この推進体制がきちんとなっているかどうかです。

実は私は下関なんですけど、下関はご存知のように人口の比率でいけば山口県の5分の1ですよ。ところが、この下関市の教育委員会には人権教育にかかる窓口はありませんよ。

私も、下関に審議会作ってほしいということで要望しまして、審議会はできました。その審議会に対して、私は、市長から諮問があるべきではないかということで、ずっと要望してきましたけれども未だに諮問がないんです。

あわせて、たとえば企業等ですね、こういう企業連絡会、さきほど佐伯さんの話をちょっと出しましたけれど、例えば周南であるとか、山口であるとか、宇部・山陽小野田ではこういう企業の団体組織があります。人権教育に関わってですね。それ以外ないんですよ。ほとんど。大きな市ですら。

まして、教育委員会サイドで、そういう人権教育を本当にすすめなくちゃいけない。社会教育を含めてですね。こういう組織が例えば下関にないんですよ。

もっと言えば、極端ですけど、県は把握されておりますけれども、県都の山口市にもありませんよ。地域の人権教育推進協議会はあります。

しかし、山口市の教育委員会に、人権教育に関わる窓口はないんですよ。そういう、ある意味では、県内19市町で非常にアンバランスがある中で、これだけではなかなか把握できないですけど、少なくとも、もう少し丁寧に報告さ

れる方がいいんじゃないかというふうに思います。

議長 ありがとうございます。どうぞ、事務局の方から。

人権対策
室次長 山本委員からのご指摘、ごもっともでございまして、最初の方の資料の(2)のところに、24年度県内教職員へ19,000冊と、別途配付と書きまして、この数を確かに(1)から(3)の合計の中に入れておりません。

ご指摘のとおり書くべきであったと、今、思っております。今後そのように改めてまいりたいと思っております。

それから、労働局の方で「従業員採用のしおり」というのを発行しております。いろんな公正採用のことが書いてある訳ですけど、この中に、私どもの「指針」そのものが、今回は文字だけでなく形として、そのままPDFで入れ込んでおります。

確かに、この数につきましても、こういう形で配付しているということでございますので、山本委員ご指摘のように、この数も入れるべきであったと思っております。今後改めたいと思っております。

それから、いろんな市町の取組の中で、例えば、今、下関市とか山口市の方で、いわゆる人権教育の窓口がないということですけど、これにつきましては、人権教育課の方で回答させていただきたいと思っております。

企業の方の取組につきましても、私ども、これからしっかりしていかなければいけないと思っております。今、企業に対する研修というのを精力的にやろうとしているところでございます。以上でございます。

議長 それでは、教育委員会の方から。

人権教育
課長 失礼いたします。

先ほど、教職員に配付した「指針」につきまして、カラー版ではなくてモノクロであるということ、私も昨年、大変残念だなという思いをいたしましたけれども、とにかく最優先すべきは、一人一人の教職員に手元に持ってもらって、しっかり活用してもらおうという、そのことを第一にということで、限られた予算の中でということでやむを得ない決断でございました。

カラー版ではございませんけれども、とにかく、隅々まで一人一人に配るということを優先させていただきました。

それから、次の点でございしますが、市町の教育委員会の中に、今、具体例として下関、山口とあがってまいりましたけれども、人権教育を担当する直接の窓口がないというご指摘でございます。

このことに関しましては、基本的には各市町がご判断されての組織でございますので、私どもの立場からどうということではないんですけども、県教委としてできますことは、とにかく、市町が作っておられる組織に、いかに浸透させて人権教育を充実させていくかということでございますので、そういうこと

で、今、担当していらっしゃる部局と、首長部局にあるところはそこと連携を密にして、周知を図っているという状況でございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。
山本委員。何か、今の回答に追加で質問はございますでしょうか。

山本委員 この、1ページから、24年、25年というのは、それぞれの市町、団体等々、かなり緻密にやっておられるというのは分かります。ただ、もう一つ、ぜひ、これは県の「指針」でもそういうふうに謳ってます。今、人権教育課長も言われました。やっぱり、それぞれが自主的に取り組んでいくということが、この「指針」の特徴だろうと思うんですね。そういった意味では、確かに主体的に市町が取り組んでくれればいいですけど、なかなか、能動的ではないですね、その分だけやっぱり、その結果がこれ私ね、この一覧表の中に反映されていると思う。ある意味、なんと申しますか、バランスがバラバラじゃないかなど。比較してみますとね。さっきありました、例えば学校におけるPTA研修にしても、やっぱり県に来てくれませんかというふうにならないとなかなか出てこない。

それで、たしかに管理職、あるいは、それぞれの立場の研修会がありますから、それは年間を通してやられていると思うんですけど、個別にやられる場合も当然あるわけですね。そうした場合に、19市町を見た場合に、やっぱり、これで見ると、先ほど私は非常に、県の皆さん方がご奮闘されているなど評価している。

しかし、よく見ると、この12年間ですね「指針」が策定されて12年になるわけですから、そうした意味でいえば、もう少し、遅きに失したとは言いません。それは確かに、例の県民意識調査、ここから発生しているんだろうというふうに思いますけれども、この改定後に、精力的に取り組まれたということは非常に評価します。

ただ、やはり、よく見ると非常にアンバランスが県内でもあるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、他にご意見はございましょうか。
岡山委員どうぞ。

岡山委員 今、こうして人権について、いろんな学校も行ってらっしゃるんだなと拝見させていただきましたが、小学校の4年生は、福祉教育という時間があるそうです。福祉についてのお勉強をする時間が。ここでは、擬似体験的に目を隠してみ、目の不自由な人がどんなに不自由しているか、それから車イスで、足の不自由な人がどんなふうなんだろうという体験をしているということを知りました。

私、初めて今年、擬似体験もいいけれど、私どもの施設に来ていただけませ

んか、一緒に時間を過ごしてもらえませんかということをお願いし、4年生の子が全員、小さな田舎の学校ですから40名ばかりでしたがいらっしゃいました。

そこで、私最初に、障害を持っていらっしゃる方が町で出会ったとき、この人障害を持っているんだなという目で見ると、障害があるのに頑張っているんだね応援するよという目では、ずいぶん違うんだというふうなお話をしながら、3時間ばかり一緒にお仕事をしてもらい、音楽の交流会をしました。

後から、皆さんの感想、全員届きました。

中には涙が出るほどうれしい感想文もまいりました。そういうことで、せっかく4年生というのは、福祉、人権は福祉だけではないと思いますけれども、まず、そこが出発点だと思います。そういう中で、そういう時間があるわけですから、人権についてのお話の時間っていうのももちながら、本当に体験してもらえれば、大人になったときずいぶん違ってくるんじゃないかなと、私思っております。

議長 ありがとうございます。
今のご意見に対して、事務局、何かございますか。

人権教育 ありがとうございます。私も実は、今の仕事の前が総合支援学校でございました。やっぱり、しっかりわかり合うということが、非常に大事だと思います。この人権の課題につきましては、きっかけが偏見であったり、いろいろするかと思うんですけど、そういうものを持つ前の段階で、しっかりわかり合うということ、そのための一つの手段として、交流学习、交流というのは本当に大事になると思いますので、今、貴重なご意見いただきましたので、私どもの方も、しっかり、また働きかけていきたいと考えております。ありがとうございます。

議長 はい。では、他にご意見等ございましたらお願いします。岸委員。

岸委員 いろいろ周知の方法を取り入れながら、活動されているんだということがよく分かりました。
ラジオとかテレビのスポットCMも利用されているんですけども、私もラジオをよく聞くんですが、よく耳にしました。テレビでもすごく分かりやすいなというふうに感じています。こういうふうにとたくさん周知を重ねてこられて、何か反響とかというのはありましたでしょうか。何かありましたら教えてください。以上です。

議長 事務局、どうぞ。

人権対策 こういうことで聞いたという話は聞いたことがありますけれど、特に、こう

室次長 こうこうだ、というふうなご意見はいただいております。

議長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 今回の岸委員の発言に関連してですね、本当に精力的に周知活動をされていると思うんですけども、これが隅々まで行き渡るようになってるのかどうか。その、フィードバックをするようなモニタリングシステムとか、そういったものはまだないんだと、すごく頑張られているんですけど、これからの課題として気付きというか…。

私自身がですね、犯罪被害者の付き添いをしているんですけども、その時に気づいたことなんですけど、犯罪被害者等基本法に基づいて、一時的に市営住宅に入居しなくちゃいけないような事案がございまして、その時に、市営住宅の方の担当の課に行きますと、そもそも犯罪被害者等基本法にそのような規定があることを、最初、担当の方がぼかんとされていて、どうしたらいいのかなということで、犯罪被害者の問題、そもそも広報から扱っている部署を探してそちらの方から回していただけて、やっと対応していただけたということがありまして…。

つまり、広報を扱っている部署、でも現実には行政に携わっている部署等が、やはりどうしても縦割りになってしまう関係で、実際に問題を抱えている当事者の方が、どうしたら行政がたくさん持っているツール、行政の施策にたどり着けるのかというところまで、ちょっとまだうまく行き渡っていないのかなという気付きがありましたので、つまり、これだけのせっかく素晴らしい「指針」がありますので、これをどういうふうに使われているのか、どういった施策なのかというモニター的なことをされた方がいいんじゃないかなと思うんですが如何でしょうか。

議長 ありがとうございます。どうぞ事務局。お願いします。

人権対策室次長 「指針」の周知と申しますか、「指針」についてのご理解をいただくことに対しまして、県では、県政世論調査というのがあります。

これは、「指針」だけの話ではありませんけれど、いろんな項目がございまして。その中にいろいろ入れていただくんですけど、平成24年に県政世論調査の中で、「指針」についてご存知ですかというようなことを聞いて、このときは17.1%でございました。こういうふうなことを聞いて、もっと指針を周知させていこうというふうを考えているところでございます。

議長 山本委員。

山本委員 今、県政世論調査の件が出たんですが、当然、それぞれ皆さん、いろんな分野におられるので、それぞれいろいろ関心があるかと思うんですけども、

例えばこの審議会であれば、せっかく世論調査された結果というのは、皆さんのところに配付されているのでしょうか。

議 長 事務局。

人権対策
室次長 これにつきましては、特に配付しておりません。

山本委員 せっかくの機会なので、そういう結果が、もしあるのであれば、この審議会にですね、ちょうどやってなかったからということで、24年度やられたのであれば、前のですね、せっかく「指針」改定前に大がかりな意識調査をやられたわけですから、その後、そういうものがあるのであれば、審議会の場に資料として、せっかくですから、初めてじゃないかと思うんですよ、「指針」策定されて、県政世論調査の中では、であれば、今日でも配付されてしかるべきじゃないかと思います。

議 長 高木委員、どうぞご意見を。

高木委員 今、ずっと、人権のための研修会をいろいろやられていますけれど、非常にご努力されているというのは分かりますが、この際ですね、アンケート調査をやられたような結果があれば、アンケートの状況についても、皆さんに公表していただけたら、より啓発の効果はあるんじゃないかというふうに思いますがどうでしょうか。

議 長 ありがとうございます。
山本委員と高木委員からのご意見に対して、事務局の方。

人権対策
室長 今、説明したのは、平成24年度、24年の6月にやりました県政世論調査でございます。

これにつきましては、後日なるべく早く、24年6月の調査結果、各委員さんに送りたいというふうに考えております。ただ、「指針」を改定いたしましたのが24年3月でございます。

今17.1%という数字が出て、何をもって高い低いというのがあるんですけども、私どもとしては、低いなという感じを受けております。そこで、24、25、26、この3カ年で「指針」の周知に精力的に取り組むということで、今年の6月、再度、県政世論調査で指針の認知度というものを調査したいというふうに考えております。

とりあえずは、24年6月の調査結果、皆様方に早急にお送りいたします。また、今年6月に再度調査したいというふうに考えております。

これにつきましても、多分、実施することができると思いますので、その際

には、結果を早急に委員の皆様方にですね、送付させていただきたいというふうに考えています。

それから、先ほど鈴木委員さんの方から、モニタリング、これは非常に重要な視点であるというふうに思っています。

1点目はですね、やはりその、「指針」の中はかなり分かりやすく書いておりますけれども、まず、人権というものを、どういうふうに捉えるのがいいのだろうかということ、それは一つはキーワード、3つのキーワードですね。「自由」「平等」「生命」この部分から捉えていく。そして、大切なのは人権に関する取組をどういうふうに進めるのがいいんであるかということであろうと思います。そして、なおかつ、16分野の課題について県としては取り組んでおる。この辺りがポイントになると思います。

そして、特に鈴木委員さんご指摘の部分は、実は、県あるいは市町の窓口がどこであろうかと、特に分野別ですね。それは、やはり「指針」の中にもありますけれども、相談支援体制、この部分に関わってくるであろうというふうに思います。ただ、現在の「指針」においても、この相談支援体制については、あまり踏み込んでおりません。これについては、最近はいろんな分野において専門相談機関があります。それについては、私どものホームページに相談機関一覧というものを掲載させていただいております。

また市町の担当課にも、専門相談機関、こういったものがありますという一覧を配付しています。

ここはやはり、そういう部分で、活用しきれていないという部分があると思いますので、鈴木委員さんご指摘の点については、今後の検討課題ということで受け止めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。「人権推進指針」周知の取組状況について、皆さん方から意見いただいております。他に、もしございましたら。佐伯委員。

佐伯委員 私、この「指針」を勉強させていただいて、まさに、先ほどから出ている問題、この10ページにせっかく推進体制という内容が提示されてあるので、これを一個一個検証して、本当にこれが方針倒れになっていないか、市町レベル、それぞれ、どのような現状になっているのか、どこにどういう問題があるのか、これを早くつぶして、一歩でも前に進めるようにしていくべきかなというふうに感じております。

議 長 ありがとうございます。山本委員どうぞ。

山本委員 先ほど、アンケートの件が出たのと、室長の方から今年の6月に県民意識調査の中でふれていきたいということがあったんですが、実は前の意識調査から5～6年経ちますね。

20年度でしたか。ですから、そういう意味ではすでに、その間に改定もあ

りましたけど、今、24、25、26、この3年間で集中して周知に努めたいということもあるんですが、意識調査を、きちんとした意識調査をしようと思ったら予算を伴うんですね。

そうすると、例えば、26年度あるいは27年度に向けて取り組むかどうかというのは、今は議会前ですから、できないでしょうけれども、少なくとも方向性だけは、できたら県の方で、例えば、26年度か27年度か、その辺の方向付けはしていただきたいと思います。内容は別ですよ。

議長 どうぞ。事務局お願いします。

人権対策室次長 20年度は人権に関する調査、先ほどの平成24年は県全体の広報全体の中のいろんな項目がある中の一つとしてあったわけですけど、20年度の調査というのは、私どもが人権に関する調査をしたわけでございます。

それは、この「指針」の改定に役立てたということでございます。

26年度は予算、もちろん、こういうふうな大がかりな調査をしようと思ったら予算が必要でございます。で、27年度するかといいますと、まだちょっと、今後、「指針」の改定とかいうものをにらみながら、考えさせていただきたいと。何のためにこういうモニターをしていくかということ、そして、それを、どう反映させていくのかということを考えさせていただきたいと思っております。

議長 はい、それでは、「人権推進指針」周知の取組状況については、様々な意見をいただきましたけれども、とりあえず、これで一回まとめてよろしゅうございましょうか。

それでは、事務局におかれましては、これまでの「指針」の周知の取組を今後とも継続していただくことはもちろんでございますけれども、今日いただきましたような問題、あるいは意見等々もご参考にさせていただきながら、なお一層、効果的な取組について、努めていただきたく、当審議会としてもお願いしたいと思っております。

ということで、皆様、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。それでは、続いて、議題の3番目に入ります。「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況について、事務局から説明をお願いします。

人権対策室次長 では、議題(3)についてご説明いたします。お手元の資料2の方をご覧ください。

この資料は、平成24年3月に「指針」を改定した後、「分野別施策の推進」に

掲げております、人権に関する16の個別分野に関連し、新たに法律が制定されたもの、また、「指針」30頁までに引用している法律の改正されたものについて、その概要や改正等に伴う県の対応等についてまとめたものでございます。

今回は、他の法律の制定や改正に伴って、条ずれや字句の整理に関わって、法改正したものにつきましては、この資料に掲載しておりません。

なお、掲載順は分野別施策の推進に掲げております順番としております。

なお、「ストーカーの問題」につきましては、「分野別施策の推進」として項立てして取り上げておりませんが、「指針」本編の4ページの4にありますように、人権課題として取り上げておりますので、最後に掲載をいたしております。

事務局といたしましては、これらの法律の制定や改正があったことにより、直ちに、「指針」を改定するということは考えておりませんが、次回改定の際には、これらも踏まえて対応しなければならないものと、考えております。

また、今後の法整備の動向等も含めまして、できるだけ「指針」に反映させていきたいと考えており、委員の皆様方には、関係分野の法改正の情報に、ご留意いただけるよう、今回状況を報告させていただくものであります。

それでは順に、法の概要や改正のポイントと、県の対応等についてご説明させていただきます。

最初は、いわゆる「DV防止法」の改正であります。昨年7月に改正され、今年の1月に施行されております。

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としております。

今回の改正の概要は、交際相手からの暴力が社会的に問題になっており、被害者やその親族などが殺害されるという、痛ましい事件も生じている中、この法律の対象拡大が求められており、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、この法律を準用する適用対象の範囲が拡大されました。

県としましては、国の方針が見直されたことから、今後、その内容を踏まえまして、県の方針の見直しを検討する必要があると考えております。

次に、「子どもの貧困対策推進法」についてであります。

この法律は、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、昨年6月に公布されたものであります。

現在、国において、「大綱」を策定する予定であると聞いておりますので、県としましては、この「大綱」を踏まえまして、今後の対応を判断していくこととしております。

続きまして、資料2ページの上の「いじめ防止対策推進法」についてであります。

この法律は、いじめがいじめを受けた児童等の、教育を受ける権利を著しく

侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための基本となる事項を定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、昨年9月に施行されました。

県では、国が昨年10月に策定しました基本方針を参酌し、「山口県いじめ防止基本方針」を現在策定中でありまして、また、「いじめ問題対策連絡協議会」などの設置についても、予定しておるところであります。

続いて、2ページ下の欄の「障害者差別解消法」であります。

この法律は、障害を理由とする差別の禁止に関する、より具体的な規定を示し、それが遵守されるための措置等を定めることによって、「障害者基本法」に定める差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的として、昨年6月に公布されました。

行政機関や事業者に対し、障害を理由とする差別的取扱いの禁止を定め、また、行政機関には社会的障壁を除去するための合理的配慮を義務付け、事業者に対しては努力義務といたしております。

また、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決のための体制整備や、普及・啓発活動の実施についても規定いたしております。

現在、国において基本方針を策定中であり、県では、国の動向を注視しながら、啓発活動等のための体制整備など、法施行に向けた準備を進めているところであります。

続いて、3ページ上の「障害者総合支援法」であります。

この法律は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成25年4月1日より「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」としたものであります。

また、障害者の範囲に難病等を追加し、本年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されることとなっております。

県は、昨年施行された難病の追加については、市町等関係者への通知をしたところであり、本年施行分につきましては、現在、国で詳細を検討中のため、国の動向を注視しながら、市町等関係者へ適切に周知を図っていくこととしております。

次に、下欄の「障害者雇用促進法」についてであります。

この法律では、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリの措置などを通じて、障害者の職業の安定をめざしておりますが、

昨年の改正で、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を事業主に義務付けたり、法定雇用率の算定基礎に、精神障害者を追加すること、さらには、発達障害が精神障害に含まれることを明確化するなどの、改正が行われたものであります。

既に、一部施行されたものもありますが、県では、国の動向を踏まえ、山口労働局等関係機関と連携し、企業等への周知を図っていくこととしております。

最後に、4ページの「ストーカー規制法」です。昨年7月に公布され、10月に施行されております。

この法律は、ストーカー行為を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて、国民の生活の安全と平穩に資することを目的とするものであります。

今回の改正では、電子メールを送信する行為の規制対象への追加。つきまとい等を受けた者による、禁止命令等の申出制度の新設。国及び地方公共団体の支援強化。禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大等の措置が講じられました。

県では、ストーカー被害者について、関係機関と連携して、一時保護所への、入所避難を可能にするなど、保護対策を推進していくこととしております。

以上、資料2についてご説明させていただきました。

議長 ありがとうございます。「分野別施策の推進」に関わります、法律の制定・改正状況について、報告いただきましたけれども、皆様方の方から何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい、山本委員どうぞ。

山本委員 今、室次長から説明がありましたけれども、まだ法律の中身が十分定まっていないとか、あるいは、国や県の段階でも検討中だというようなことが述べられたので、今の段階でどうなのかというのがあります。

ただ、例えばDVの問題、あるいは、いじめの問題、それから、最後のストーカー等の問題があります。今報告されたんですが、せっかく出席されていますので、県警の方から、何か人権対策と連携を取りながらするのか、せっかく今日ご出席ですので、そのあたりの県警の考え方について補足等があればお願いしたいと思います。

議長 それでは、警察県民課長から、今のご意見に対して何か補足があればお願い申し上げます。

警察県民課長 具体的な法律の内容等につきましては、今簡単にご説明があったとおりなんですけれども、詳細にわたって、被害者支援ですね、これにつきましては、警察県民課が所管でありまして、警察として、県または山口の犯罪被害者支援センター。こういった、民間団体等と連携して、被害者の方に寄り添った被害者

支援を行うという方向で進めてまいりたいと思っております。

また、具体的に、国の示しておりますストーカー犯罪とかDV等につきまして、相談の段階からどのように取り組んでいくかといった、体制面の整備を今、行っております。これとあわせて、被害者支援の方もぬかりのないように連携して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。他に何かご意見等ございましょうか。
特になければ…。はいどうぞ。

山本委員 ないようであれば…

一つは、いじめ問題です。私、先だって岡山大学の法学部の中富さんという教授の話聞く機会がありまして、この方が「いじめと人権」という話をされてね、その中で、いわゆるいじめとは「暴力による生命、身体、自由、財産への侵害を継続することにより、あるいは、言葉や仲間はずれによる名誉、精神的自由への侵害を通して、相手からコミュニケーションの相手としてまじめに扱われない、権利を剥奪し、相手の人格を否定する、しようとする行為である。」という定義をされました。

そういった意味で考えれば、当然のことながら、といたしますか、今、全国的に問題になっていますけれども、どういうふうに学校における体制というのも非常に問われているのではないかというふうに思います。

といたしますのは、学校はやっぱり児童、生徒をいじめから守る責任を有しているのではないか、これを子どもの側からみればですね、個々の子どもは身を守る権利、そしてコミュニケーションとして、相手としてまじめに扱われる権利を有しているんだ、ということになれば、当然、学校は保護を求める権利があるということの意味する」というふうに言われています。そうした意味では、これは、今意見がなかったので、私はあえてそれを申し上げました。

あわせて、障害者の雇用の問題です。

その上の自立支援の問題でいけば、これは国民的にはいろいろ議論があるところですが。これについては中身がもう少し正確でないといけないんですけども、少なくともやっぱり一部にはですね、この支援法に対する反対の国民の中にあるということについて、ご理解いただきたいということと、障害者の雇用の問題については、これ、あえて書いてないのかもしれませんが、県教育委員会にその点については、障害者雇用についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

議長 今のご指摘、何か人権教育課長ございますか。

学校安全・体育課長 私が…。失礼をいたします。子どもたちのいじめの問題を所管しております、学校安全・体育課長です。どうぞ、よろしく願いいたします。

いじめは、人権問題であるとの認識のもとに、学校においては、人権に関す

る取組の意識を高め、本当に子どもたち一人ひとりを大切にする教育を、展開することが何よりも重要であるというふうに考えております。

学校においては、いじめは絶対に許されない。いじめは卑怯な行為であるとの認識のもと、未然防止、それから早期発見、早期対応、こういった視点をもとに取り組むことが重要であって、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成にかかる取組を、総合的、効果的に推進していくことが求められているというふうに認識をしております。

県の方では、国の方の法の制定、そして施行、また国のいじめ防止等にかかる基本方針、こういったものを総合的に参酌をしまして、今、県の方で、県がいじめ防止基本方針というものを策定途中であります。目途としては、本年度中のなるべく早い時期に各学校、それから市町に対して示すこととしております。

以上のような取組で、いじめを学校から根絶していくという取組を、組織的に行い、それも学校だけでなく社会総がかりで、いろんな地域の方々の協力、関係機関の協力をいただきながら、学校からいじめというものをなくしていきたい、というふうに考えております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。法の制定・改正状況について、当然のことながら、様々な施策、あるいは取組が必要なことはもちろんでございます。関係する部局において、改正もさることながら、皆様方からもまた取組を積極的に進めていただくよう、お願いしておきたいと思ひます。

一応この議題、意見の交換というのは、ここで終わらせていただいて、次に進んでよろしゅうございましょうか。

山本委員 教育委員会は？ 障害者の雇用の…。

人権教育課長 障害者の雇用の件でございますか。

議長 じゃ、障害者のことで、続いて。

人権教育課長 雇用に関しては申し訳ないですが、縦割りといわれるかもしれないのですが、けれども、高校教育課の産業教育班が雇用の方の担当をしております。それから、同じく高校教育課の特別支援教育推進室が障害者全体に関わることをしておりますので、今この公の場で私、人権教育課として、何かお答えするというのは、ちょっとあの、できかねますが、どういたしましょうか。

山本委員 いやいや教育次長もおられるんでね、県教委としては至ってないでしょう、数字的には。そのことが言いたいんですよ。それなのに、縦割りとか何だかんだって言われたって、じゃ、これ出さないでいいんじゃないんですか。これ全

般ですか。

人権教育
課長 法定雇用率の？

山本委員 そうです。そうです。

人権教育
課長 申し訳ありません。またあれなんですけれども、教育委員会としての雇用については、教育政策課というところが、雇用率が低いという現状を何とか改善すべく、今、いろいろな何と申しますか雇用の機会を増やすことをめざして検討しておられるというふうに私は理解をしております。

教育次長 失礼します。教育委員会としての意見を。今、多課にわたっておりますので、取りまとめてまた触れさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、山本委員からの指摘、教育庁の方でしかるべく、対応していただければ。それで、次回にでもまた、私の方にも、お教えいただければと思いますので。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、一応、議題の3番目でありました、「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況についての意見交換を終わりました、4番目の山口県人権推進指針「資料編」等の軽微な変更の取り扱いについて、お諮りをしたいと思います。

それでは、事務局からこの問題について、説明をお願い申し上げます。

人権対策
室次長 それでは、議題（4）について説明させていただきます。

資料の3をご覧ください。なお、資料の下のページは「指針」のページを示しております。

これにつきましては、先程、議題（3）で、法改正等の状況を、報告させていただきましたけれども、これとも若干関係しておりますが、最初のページの冒頭の枠囲みの中に書いておりますように、「指針」の改定に際しましては、本審議会に諮り、委員の皆様方のご意見を踏まえて、変更するのが原則でございます。

しかし、このページの下の方の矢印の部分にアンダーラインで示しておりますように、本文における法律の改正年や、法律名の追加・変更など本文の内容に影響しないもの、それから、「資料編」等における、国連の取組の年表、これは、38ページ、次のページでございますが。それから43ページの国内の関係法令などの年表、46ページの審議会の審議経過等、それから47ページの審議会委員名簿の、追加・変更等アンダーラインで示しておりますように、軽微な変更等の取扱につきましては、今後「指針」を増刷する際に、事務局の判断により、適宜適切に当該箇所の変更をすることができるようになりたいということ、

また、誤字脱字などが見つかりましたら、修正をさせていただきたい、ということをご提案させていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

今、説明あったとおり、「指針」における、「資料編」等の軽微な変更の取り扱いについて、皆様方のご意見、ご審議をいただきたいと思ひます。

事務局案としては、軽微な変更等については、本審議会の承認を得ることなく、事務局において処理させていただきたいという提案であります。

ご意見をいただければと思ひます。

はい、山本委員どうぞ。

山本委員 私は、まず、この軽微な変更ということに非常に、違和感があります。

「指針」は、これまで、皆様方のいろんなご議論の中で、策定されてきたものです。字句も含めてですね。

この、資料3の2ページにありますのは、これは本編の中ですよ。指針そのものです。「指針」そのもので、現在ではいけないのかどうか。要するに制定年、施行、これだけですよね。

そうすると、「指針」そのものもいらうわけですよ。いけないというんであれば、これはきちっと議論して、改定なら改定にした方がいいと思ひます。それをあえてですね、「資料編」についてもそうです。たとえば、今言われましたように、国連であるとか、審議会委員の名簿であるとか、それらが変わったからといって、事務局の判断で、いわゆる字句の修正も含めて、増刷する時に変えられますよってというようなことを、審議会として私は認めるべきではないというふうには考えています。

なんで人権に関わる、その「指針」等についてですね、軽微な変更という言い方をされるのか。この辺については、ぜひですね、皆様方のご意見をいただきたい。私は軽微というような言葉をね、人権に関わる「指針」の中ですよ、それが例えば人がかわる、あるいは年号がかわる、あるいは追加するということになれば、それを、例えば、じゃあ、いつ増刷するんですか。で、その前に配ったものは、どうなるんですか、ということになりはしないですか。

「指針」というのはあくまで「指針」であって、それぞれの分野別の課題で、先ほどありましたように、法改正があれば、例えば、ストーカーの問題であれ、あるいは子どもの問題であれ、障害者の問題であれ、それぞれその時に、法改正に伴ってですね、いろんなものが出されるわけですよ。

今の言い方だと、これ「指針」も極端に言ったら、極端な言い方かもしれませんが、勝手に変えられるんじゃないかというふうになります。

そういうふうに、軽微なという言い方が、私は不適切だというふうに思ひますので、議題の項目からも、もともとは無かったですよ、これ。(3)までじゃなかったですか、最初招集される時は。そういうことでいけば、その軽微な変更について、いわゆるこの(4)の議題そのものについて、私は、今日の審

議会の中で、記録として残るようになってくるんですよ。

今日の第9回審議会の。何ページですか、最後ですか。事前に配られた事前配布資料で、こういうふうに、第9回の審議会では、「資料編」等の軽微な変更の取り扱いについて、協議して、それで、オッケーが出たということになるんですか。私は、それは絶対に認められません。以上です

議長 はい。ありがとうございました。
事務局の方それについて何か。回答ありますか。

人権対策室次長 はい。軽微というのは確かに適正か云々かは別でございますけれど、私どもとしましては、本文なんかに、影響しない、年度などが改正されたという時に、最新の年度に改正させていただくのがいいのではないかと。審議会委員さんが変更になってきます。今回、任命いたしました。それによりまして、新しい委員さんを名簿に加えさせていただきたい、ということでございます。

先ほど言われました、46ページの軽微な変更の取り扱いについては、私ども事務局の方が先走ったもので、今、認められるわけではないという意見を山本委員からいただきましたけど、認められればこういうふうになります、ということでございまして、これを確定させているというわけではございません。その辺をご理解いただければと思います。

議長 今回の山本委員からのご指摘も、至極ごもっともでございまして、軽微というところの範囲が確かに、非常に分かりにくいところが確かにございます。で、軽微なという範囲を、私自身の理解は、ようは自動変換されていくような、つまり、年号とか、要するに昭和が平成に変わったとか、あるいは、法律の条文のどこかがずれるというか、そういうところというふうに私自身は理解をしておりましたけれども。今、事務局の方では、軽微というところの範囲を、もう一度ちょっと、説明、確認いただけますか。

人権対策室次長 はい。この軽微という言葉が適正かどうかということは確かにございます。私どもは、これは、あくまでも「指針」そのものに、本文であれば影響しない、年号の改正があった時の年号とか、先ほど言いましたような、名簿とか、そういうものの意味であって、「指針」そのものを見た時に、何か趣旨が違ってきるとか、そういうふうなものに影響しない。そういうものに対して改正させていただければ、どうだろうかということでございます。

山本委員 いや、それであればね、改正なら改正した方がいいのではないんですか。

議長 ちょっと、ここの判断、皆様方の少しご意見いただければと思いますが。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員　私も、軽微な変更と言われると、誤字脱字の修正等の修文レベルかな、と思っていたんですけども。事務局の方のご説明によると、法律の改正にあたっての、その、情報についても、もともと盛り込んでいる情報、法律だから、修文の範囲とお考えだったのかな、と思うんですが、法律の改正があったのであれば、本文に関わる事項ですので、それはやっぱり審議会を開催し、人権「指針」どうするか、むしろ議論した方がよろしいのではないかなと。そこは、山本委員に賛成です。

ただ、委員の名簿とかですね、年表などの、そういった資料のこと、ほんとに単なる資料の修正をするのであれば、確かに軽微な変更というのかなと思った次第です。以上です。

議長　長　はい。ありがとうございました。ほかに如何でございましょうか。委員の皆様方ご意見いただければ。

今、鈴木委員のおっしゃられたところは、要するに、私がイメージした、いわゆる自動変換されるというところの、私自身の勝手な思い込みの所ですけども。委員の変更や年号の変更等々、要するに自動的に切り替えられていく、そういうところは、特に問題は無いけれども、本文等法律の改正等に伴う、その何と言いましょうかそういうところの、本文の内容に関わるところの…

鈴木委員　内容の変更に関わるところの…

議長　長　関わるという、ご意見ですね。

鈴木委員　はい。

議長　長　今、一応、そのようなご意見出ておるんですけども、室長。

人権対策室長　私ども事務局として、提案の仕方が本当に稚拙であった事を、まずもって、お詫び申し上げます。

やはり、本編に関わるものについては、今、お示ししているような部分も、審議会でお諮りするというのが、やはり、まっとうだというふうに思っています。この辺は、大変申し訳なかったと思います。

ただ、今、この附属資料の方を二つに分けさせていただいて。まず、関係年表の部分の条約の追加である、そういったものですね。で、国内法の関係の追加、これもですね、今の鈴木委員あるいは山本委員のお話からすると、ここも、ひよっとしたら難しいかなと…。

ただ、審議会の経過等、あるいは、審議会の委員名簿。ここについては、これはもう事実でございますので、ここは、軽微な変更とかいうことじゃなくて、単なる事実ということで、付け加えをさせていただきたい、ということです。

いずれにしましても、この審議会は、毎年度一回は必ず開催していきたいと。

その時々、これは是非皆様方の意見を聞きたいということは、毎年度ある、というふうに私は考えます。そうした際に、きちっとした議題として提出させていただいて、ご意見を伺って、その上で変更していく、ということで、誠に申し訳ないんですが、今日のところは、(4) 自体を取り下げさせていただきま

す。
同時に、審議会の附属資料の審議会の審議経過、それから、審議会委員名簿、これについて如何でしょうか、ということで、提案を改めてさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議 長 はい。という感じで、新たな形の提案でございます。
具体的に、今後増刷する場合に、審議経過及び審議会の委員名簿について、増刷時に、変更があった部分については、修正を加えるということのみ。
室長、これでよろしゅうございますか。

人権対策
室長 はい。

議 長 ということで、今日はそこだけお諮りをさせていただきたいと思います。
如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ありがとうございます。大半、ご異議がないというふうにお見受けしておりますが、よろしゅうございましょうか。それでは、室長、そのような形で事務局の方、取り扱っていただければと思います。

人権対策
室長 はい。どうもありがとうございました。

議 長 なお、今の問題、確かに大変重要な問題でございますので、今後また、折を見てご提案いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。それでは、予定しておりました議事は以上でございます。3時終了の予定でございましたけれども、時刻が近づいてまいりました。皆様方には、議事進行にご協力いただき、予定どおり審議を終えることができました。ありがとうございます。

では、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 皆様、大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、第9回の審議회를終了いたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

環境生活
部長

皆様、どうもありがとうございました。

会長さんにおかれましては、順調な進行、ありがとうございました。今日いただきましたご意見、種々のものがございまして、事務局の方でしっかり噛み砕きまして、今後に役立てていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。